

〔13番 籠山恵美子 登壇〕

○13番（籠山恵美子）

お許しをいただきましたので、私は大きく3点質問いたします。

まず一つ目に、職員の兼業許可制度と市民への影響について伺いたいと思います。公務員の兼業は原則として法律で制限されておりますけれども、近年では許可基準の明確化や規制緩和が進んでおります。先日、飛騨市はこの11月から市職員の兼業を緩和し、営利企業の勤務や自営業も可能とするとの新聞報道がありました。6月議会でも市職員の兼業について、佐藤議員からの質問がありました。その質疑応答を聞いておまして、私は幾つかの疑問を抱いてきましたけれども、いよいよタブーなき公務外労働の全面解禁がスタートしつつあるようです。

私の率直な疑問は、住民全体に奉仕する公僕としての公共の利益を実現する職員の使命感と、営利目的の兼業とを、職員個々にどう折り合いをつけていくのか。そして何よりも、そのことは市民への公益につながるのか、この1点であります。この兼業許可制度について改めて、市民へ具体的な説明をお願いし、伺いたいと思います。

まず一つ目に、職種全面解禁は任命権者の許可があればいいようですが、市内外どこでも就労できるのですか。職種にタブーはないのですか。就労規則はどうなるか。賃金などの契約はどう結ぶのか。これらは皆、民間任せなのでしょうか。兼業を推進する市側に体制整備の義務、責任はないのか伺います。

二つ目に、市の制度趣旨に「兼業が地域の経済活動を圧迫しないこと」とありますが、地域とはどの範囲で、圧迫しないこととは具体的にどういう状態を指すのか伺います。

三つ目に、市は8のつく日をノー残業デーとして実施しており、職員のワークライフバランスの推進や業務効率化を目指しています。このことと兼業推進は矛盾しないか、市の見解を伺います。

地方公務員法では、公務員には市民の公僕としての職務専念義務があり、職務に専念しなければならないとたわわれています。兼業は、この公務以外の時間外労働であるわけですが、公務への影響はないと断言できるのか。職場や家庭での調和の障害とならないか。職員の家族も市民ですが、影響はないのかと大変危惧します。市の具体的な考え、方針を聞かせてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔総務部長 岡田浩和 登壇〕

□総務部長（岡田浩和）

それでは、兼業の職種全面解禁についてということで、初めに市職員の兼業に関する規則を改正した背景について御説明を申し上げます。

令和7年6月11日付で、総務省自治行政局公務員部長より「営利企業への従事等に係る任命権者の許可等に関する留意事項」が通知されました。本通知は、許可を行うに当たって三つの基本原則「公務能率の確保」、「職務の公正の確保」、「職員の品位の確保」、それに加えて報酬の妥当性、兼業時間の制限などを満たすものであれば、本来、兼業許可ができるという技術的助言となっております。

また、地方公務員の自律的なキャリア形成、自己実現のニーズの高まりや高齢化、人口減少など社会情勢の変化を背景としまして、自営兼業も可能であるなど兼業を希望する職員が兼業できる環境を整備するよう示されました。

この通知の内容を基に、令和7年11月から市職員の兼業に関する規則の見直しを行ったものです。その上で、1点目の兼業の職種全面解禁についてお答えします。

まず、就労の地域については特に限定しておりません。職種のタブーについては、相反する利害関係を生じるおそれがなく、かつ、その他職務の公正を妨げるおそれがない職種、また職員及び職務の品位を損ねるおそれがない職種に限定しております。

就業規則がどうなるかにつきましては、市の規則を変更する必要はないということでございます。

次に、賃金などの契約は、報酬額におきましては、同種の事例における報酬額との妥当性という点の確認はございますが、基本的には職員と民間等の間にて締結となります。

市側の体制整備の義務と責任といった件に関しては、議員御質問のとおり、公務員には公僕としての職務専念義務があり、また基本原則であります公務能率の確保にて、公務員としての職責を全うしつつ、業務に支障が生じないことが大前提となります。

このため総務省通知には、国家公務員の兼業時間数の上限のめどが示されておりまして、市規則においても週8時間以内、月30時間以内、そして勤務日は3時間以内という兼業時間数の上限を設けるといふことがあります。それに加えて、営利企業の活動など継続的に報酬を得る兼業につきましては、2か月間は条件付許可期間としまして、特に公務に支障や問題がない場合に本許可とする仕組みとしております。

次に、兼業が地域経済を圧迫しないことの方針についてお答えいたします。このことにつきましては、主に自営業の兼業を想定しておりますが、職員が自営兼業を行うことで、もともと地元で営業をされている方の経営を圧迫することのないよう配慮するものです。総務省の通知に示されたものではありませんが、あえて今回、市兼業規則に盛り込んだもので、そういったケースとなれば許可の取消しを行うこととしております。

3点目です。兼業推進と職員のワークライフバランスについてということですが、そもそも兼業は、職員が自発的に許可申請を行うものであり、自らのワークライフバランスを考慮の上、自己のキャリア形成や地域の課題解決に取り組みたいというものでございます。したがって、8日のお休みと毎週金曜日のノー残業デーをうまく活用して、自分のやりたいことをやり遂げ、満足感を高めてもらうということができれば、特に問題ないというふうと考えております。

〔総務部長 岡田浩和 着席〕

○13番（籠山恵美子）

まず、一つ目から再度伺います。限定はどこでも限定なしということですから、市外でもいいわけですね。それから、職種のタブーがないということですが、もう一度ここ例えばこういうものは駄目ですよと、こういうものは公務員が民間の仕事とはいえないべき仕事ではないではないですかというような事例があったら、分かりやすく教えてください。

それから、体制整備の義務はあるということですが当然だと思いますけれども、具体的に民間で働くとなれば労働基準法対応になると思いますが、公務員は違いますよね。その辺りのつなぎとい

うんですかね、要するに体制整備ですけれども、全く分かれてしまって、民間で働くことに兼業については関与しませんというものなのか、あるいはそれをある程度時折照合して、何らかの公務員としての指導、教育などを行うのか、具体的にちょっと教えてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

まず、タブーの職種ということですが、まず職員の申請によりまして、利害関係がないかということを確認しております。その中で、例えば免許、許可、認可、検査、補助金交付というようなことが、そのこの自分が行こうとするところにひもづいているようなことがあれば、やはりそこはタブーになってくるというふうに思っております。

そして、あと後半で言われた市の規則のことですが、それについてはやはり勤務時間外になりますので、地方公務員法は適用されませんので、労働基準法の適用になってくると思います。

ただし、議員おっしゃられるように、一番公務に支障がないのかどうかというところがやはり問題になってきますので、そこについては時間で制限を設けてきておりまして、その中で時間数を報告させて公務に支障がないように、監視といいますかをしておるということ。そしてさらに、今のその新たな基準の中では、2か月間の条件付期間をつけておりますので、2か月間の間にそのようなことがあれば、やはり取り消すというふうになっておりますので、そのような全く野放しではないということを進めております。

○13番（籠山恵美子）

この職種ですけれども、利害関係や免許、許可とひもづいているようならそれはよくないでしょうということですが、基本的に例えば公務員の中で不祥事があつたりするっていうことで情報漏えいとか、自分の職場で得た情報を流してしまうとかそういう不祥事って時々ありますよね。そういうこととの絡みも大変ここには絡んでくるんじゃないかなと思いますけれども、それからまた品位というか、こういうことですよ。例えば夜の御商売でも、悪いと言ってるんじゃないですよ。かなり深夜の仕事になりますから、御本人の健康状態や何やらも含めて、そういう深夜に及ぶ仕事など、そういうのもタブーなき職種ということになるんでしょうが、そういうところでの限定はないわけですね。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

それは全て申請の中で個別に判断をさせていただいておりますので、今おっしゃられたような職種が適当でないということにはなるかもしれませんが。実際に出てきておりますのが、ハンドメイド商品を売るということですか、あるいは写真を撮るということですか、あとはスポーツの指導ですね、そういうようなことがありますので、そこについてはタブー職種でないということで、条件付きで許可をしております。

○13番（籠山恵美子）

二つ目ですけれども、地域の経済活動を圧迫しないっていうことで今説明ありましたけれども、要するに地域の人のもうけに邪魔するなという、そういうことですよ。そのことだと思います。

今まで既に飛騨市としては職員の方の権限は幾つかありますよね。消防団の仕事とか、それから御自宅の農業ですよね、それもお米などを供出する、それをある程度の利益につながっているような自営の仕事というのは既にもうやられていると思いますけれども、そうではないところに今度兼業が広がっていくということです、これは人手がないところで欲しいという方にはとてもいいことだろうとは思いますが、それは6月の佐藤議員の市長とのやり取りの中でもそういう求めている部分もあるんだろうなと思いますし、それは理解します。

ただ、やはり私は何と言っても公務員は公僕であると、まずそれで十分に力と知恵を、能力を発揮してもらいたいと思うものですから、それがある程度セーブして民間の兼業に向かってしまうというようなおそれはないのか、危険はないのか。あるいは目いっぱい公務もやる、その後の時間外で兼業で仕事をする、そのために過重労働になったり体を壊したりということになりますと、その方が公務でやっている役割というのが阻害されていくわけですから、それは市民の公益が阻害されるってということなんですよ。その辺りのバランスというのはとっても難しいだろうなと思っていて、やっぱりまずは市のほうできちんとした体制整備の立てつけというのをやっていただきたいと思いますが、その辺りはいかがなんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

議員御心配されることは確かにあるかと思っておりますので、とにかく本来の公務に支障があってはいけないということで、そこの許可を与える所属長のところで必ずチェックをしていくということもございますし、もちろん人事評価の中でDランクですとかEランクっていうのは成績不良のほうに属するわけですけど、そういうような職員が仮に手を挙げてきた場合はもちろんできませんし、そういうようなことも全てその兼業をしようとする職員を全般的に見て、許可が適当かどうかということを見ながら許可を与えて、その許可する職種によって職員が余計に元気になってくれるのであれば、そこが一番いいことだなというふうに思っていますので、そこのバランスを使い方というのは本人の申請してくる内容も見ながら、実際の公務の内容も見ながら評価を与えて支援していくというような体制になるかと思っております。

○13番（籠山恵美子）

なかなか本当に民間への兼業ということがスタートしてどうなるかなと不安と、あるいは本当に人手が足りないところに来てもらってありがたいという声がまちの中から出てくるだろうということも期待しますが、やはり心配はまず公務員としての動力であります。

それから3番目の8のつく日、それからノー残業デー、これについての考え方ですが、これは国の働き方改革でこうなってくるんだと思いますけれども、どうしてこういうことを市が設置したか設定したかというその根本は、やはり過重労働は駄目ですよと、それは結果としては市民のためにならないんですよということだと思っておりますね。

なのに、今度はそういうところの時間も活用して兼業していくということについて、私が心配なのはその職員の家族ですよ。家族と周辺の方々ですよ。結局、お父さんやっと今日は残業なしで帰ってきたと思ったら、今から行くでななんて言って次の仕事に行ってしまう、そういうものの繰り返しになったら、家族にとってそれが本当にいいことでしょうか。ただ、公務員の給料の

ほかに現金持ってきてくれるのでうれしいって、そういうだけのものでしょうか。その辺が大変心配ですし、その辺りの家庭人としてのモラル、それから公務員としての自制ですよ。兼業するに当たっても、公務員としての自制心を主に置いてやっていただかないと、結果としては家庭も不幸にするのではないかと思うんですが、この辺りはどんなふうにお考えですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

私からお答えします。これは兼業しろって言ってるわけじゃないんですね。兼業したいという方があった場合に許可をしましょうと、こういう話です。ですので、当然、家庭に支障がある人は手を挙げてこないというふうに思いますし、それから私長くこの問題に関わってきて、有志の首長の会の代表もしているものですから、総務省へも要望も行きました。その際にずっと申し上げているのは、公務員が公務員の中だけで閉じてるのではなくて、いろんな地域を知って、いろんな地域のための活動をすることによって公務員としての幅も広がる、これが一番この兼業のことが、国においても地方においても柔軟に広がっている根本だというふうに思うんですね。

だけでも先ほどの話、それが行き過ぎて、そっちが面白くなってしまっただけで本業がおろそかになったり、あるいはすれすれで公務に支障を来したりとかですね、あるいはその本来あるべき姿と相違うような、そういったことになるとこれはまずいということですから、そこは許可制の中でしっかりとルールを設けて、そういったときは許可しないということになっていくわけです。

したがって、時間数を設けてあるのもそういった家庭に過度な、あるいは自分の生活に過度な負担がかからない、ワークライフバランスをきちんと保持するための基準としての時間数の制限というものがあろうというふうに理解しておりますし、恐らく今後これは公務員のみならず民間企業にも兼業というのは大きく広がっていくと思うんです。ですけども、その際にも恐らく同様の考え方で普及していこうというふうに思いますので、その辺りは私自身はあまり懸念はしておりませんし、問題があるようなら不許可にすればいいわけですから、そこできちんとコントロールができるだろうなというふうに思っております。

○13番（籠山恵美子）

ぜひそのようにしていただきたいと思っておりますし、市がつくっているこの兼業を許可するに当たってのシートというか資料を見ていると、先ほど部長がおっしゃったまず条件付許可、原則2か月ほどで最初スタートして、それによって許可するかどうかを決めていくという作業もあるんですね。そういうのも含めてなんですかけれども、今度はこれを所管するっていうか統括する人事課ですか、ここの仕事が膨大に増えていくんじゃないかと。しかる後、みんな兼業いいな、まちの人も喜んでくれてる、いいなってことになったときに、今度はこの業務の職員が大変な苦労するということも考えられます。

私6月の佐藤議員のやり取りを議事録で見えておまして、市長の答弁を見ておまして、とても何かちょっと薔薇色なことをおっしゃっているんで、ちょっと心配になったんですね。先ほどの地域に飛び出す公務員を応援する首長連合というのがあるそうですけれども、前向きに捉えて市長はこういう答弁をされたんだと思っておりますけれども、やはり地に足のついた公務員の業務を、活動をちゃんとやってもらうということがまず主体ですので、公務員の職員の皆さんにはそのこ

とを主においでいただきたいと思いますので、その辺りはこれからもそれを担当する所管する部・課というのは大変だと思いますが、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

二つ目に移ります。市の医療・介護の抜本の見直しについて伺います。市民病院の病床削減は、古川病院の療養病床閉鎖と相まって、市民にとって大きな心配事となっています。現状に合わせて規模を縮小するとは言っても、団塊の世代が75歳以上を迎えるこの2025年問題があります。先ほど野村部長もおっしゃってましたね。この年代が次々と年老いていくわけですがけれども、将来の市民医療はこれで守れるのか。その見通しを再度伺います。

二つ目に、医療と切り離せないのが介護の分野です。今は第9期介護保険実施計画の2年目です。国では、第10期に向かって介護の様々な部会で今検討されています。飛騨市の第10期実施計画はどのように検討を進めているのか伺います。その上で、今、第9期の初めに繰り越された2億7,000万円の黒字と2億4,000万円の準備金、これが余るのは明白ですから、第10期の保険料を市民のために適正に引き下げていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

三つ目、余っている財源を総合事業の保健福祉事業に振り分けて、介護認定されなくとも介護サービスを必要としている市民への経済支援、介護事業所への運営支援、介護職員の処遇改善をその中で十分行い、サービスの需要と供給のバランスを取り、介護利用者に求められるサービスが直接提供できるよう、保健福祉事業の中身をしっかりと充実させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。この3点を伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 野村賢一 登壇〕

□市民福祉部長（野村賢一）

市の医療介護の抜本の見直しについての御質問ですが、まず、市民病院の病床削減に伴う将来の市民医療についてお答えいたします。

飛騨市民病院及び古川病院の病床削減は、今後の安定的な医療提供体制を維持する上で致し方ない状況と理解をしております。稼働率の低い病床の維持や夜勤者の確保が困難な状況の改善が求められており、経営面でも困難な状況が続いているためです。

令和7年度に開催された飛騨圏域地域医療構想等調整会議では、年間患者数のシミュレーションが示されました。団塊の世代が75歳以上を迎える2025年の2,572人をピークに、市内の患者数は減少すると予想されており、2040年には2,075人まで減少すると見込まれております。また、今後の医療需要はさらに減少するものと考えられます。

令和7年10月6日に開催された飛騨地域医療連携協議会では、高度急性期医療や回復期、慢性期の一部を高山市に集約し、部分的に飛騨市や下呂市で分散して提供する意見が交わされました。飛騨市の医療を守るためには、飛騨地域の医療従事者の確保、病院間の役割分担と連携体制の構築が重要であり、これらの議論を本格的に進める必要があります。これまでは民間病院が主導してきた医療体制ですが、行政も意見を述べる立場として参画しております。

このように将来にわたり地域医療を守るため、飛騨市のみならず飛騨地域が一丸となって取り組んでいるところでございます。

次に、2点目の第10期計画及び3点目の地域支援事業の御質問については、まとめてお答えを

いたします。

介護保険第10期の計画期間は令和9年度から令和11年度の3年間で、その期間の介護需要を見越して保険料を設定するものです。御指摘のとおり、準備基金等は保険料負担軽減のために使用することを見込み、さらに今後の人件費上昇を考慮した介護報酬改定後のサービス給付費と保険料の総額のバランスを注視しながら、第10期計画で適正に活用し保険料を設定いたします。

一方、繰越金のうち過半数である約1億5,000万円は前年の国、県、支払い基金からの交付金の実績報告による清算で返還の対象となり、実質約1億2,000万円が残ります。この分については、地域支援事業の国の上限を超えた部分や保健福祉事業に有効活用する予定であり、余剰が生じる状況ではありません。

地域支援事業や保健福祉事業は、御指摘のとおり介護認定未取得の方に対しても市の独自事業として実施可能であり、要支援認定前段階にある事業対象者には、訪問介護や通所介護の提供が可能です。そのほかにも一般介護予防事業、地域包括支援センターの運営、認知症支援事業などを実施しています。

さらに当市では、保健福祉事業として独自に家族介護応援手当や介護事業所の運営支援として移動対策助成金、特養等夜勤者臨時交付金なども活用しております。最近の取組としては、デイサービスの魅力向上に対する支援も行っており、間接的に介護利用者のサービス充実につながっていると考えております。

〔市民福祉部長 野村賢一 着席〕

○13番（籠山恵美子）

市民病院につきましては、先ほど前川議員の質問にあったように、病院の経営を上向きにするためにはやはり稼働率を上げるっていうことですから、何といたっても外来、入院患者さん、こういうものが増えなければ経営は大変なわけですよね、今のところはちょっと空きがあるのでそれを縮小するということの報告が全員協議会でもなされました。

ですけれども、そういう調子でやっていったら、どんどん先細りになるんじゃないですか。今ほど人口がこれだけ減っていくっていうことも示されましたけれども、そこを違う角度で切り返さなければ、この市民病院はいずれはもうなくなるんじゃないですか。この稼働率を上げるための経営というのをどういうふうに考えているのか、その辺りもないままに今では赤字になる、空きのベッドが多いからそれを削っていくというそういう形では、これは市民病院は公営企業会計でやっている病院ですから、やはり経営事業体としてはもうちょっときちんとした前向きな計画が必要ではないですか。それがなければ、先ほどから言っています75歳の団塊の世代、これからどんどん80歳、90歳となって医療が求められます。そのときに応えられる用意はあるんでしょうか、伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□病院事務局長（佐藤直樹）

市民病院の経営については、病院経営の改革プラン等計画を立てて進めているところです。ただ、先ほども答弁しましたように、現実的に患者さんが減ってきている。この原因としては人口減少とかが考えられるという中で、職員は一生懸命努力はしています。決算のときにもお伝えし

ましたように、患者さんからの入院、外来の単価については少しずつでも上げる努力をしていると、そういうことはしているんですけれども、相対的に患者さんが減っている中で、それ以上に宣伝をして患者さんに来てもらうとかそういう業種でもありませんので、なかなかそこがうまくいかない。

ただ、当然ですけれども、保険診療以外の部分、健康診断とかそういったもので企業さんを増やしていくとか可能な限りの努力はしています。ただ、これについても医療人材が十分でなければ実現できるものではありません。その辺の兼ね合いを見ながら、できる努力は一生懸命しながら、今回1病棟化ということも決断をしておりますので御理解ください。

○13番（籠山恵美子）

令和6年度の決算を見ましても、市民病院は累積赤字が8億円ほどあったと思います。それを徐々に回収していくということは当然、経営体としてはやっていかれるんでしょうけれども、この経営改革プランというものがどういう中身なのかちょっと私は今のところ存じ上げませんけれども、そういう中でその赤字を解消していくということのめどがあつての改革プランなんではないか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□病院事務局長（佐藤直樹）

もちろん赤字を少しでも減らしていきたいという思いで進めております。ただ、今般の診療報酬改定とかそういった部分から、一生懸命努力をしながら同じような医療の提供をしても、大きな赤字につながっていると。もちろんですけれども、いろいろな物価の高騰、そういったところも含めてですけれども、そういった中でこれまでも御説明してきておりますように、日本中のかなりの医療機関が赤字になっていると、これは民間の医療機関も含めて赤字になってしまっているということです。

だからいいとは思っておりませんし、当然ですけれども、そんな中でどうしたら黒字にできるんだろうというのを頭をひねりながら頑張っております。少しでもその赤字の幅も減らしていきたいという思いではおりますが、現状ではできることを精いっぱいやって今の状況ということしか申し上げられません。

○13番（籠山恵美子）

そうですね、どうしたら黒字についていうことの一つの案として私、前にも言ったことがあると思うんですけれども、例えば都市部なんかでは本当に病院の競争率高いですから、それぞれに各地域に送迎ワゴンみたいなもの、病院行きの送迎車ですね、そういうものを仕立てて患者さんを拾って病院にも行くというようなことを結構盛んにやっています。

例えば、この飛騨市でいいますと、やはり峠が一つのネックになっていまして、古川の市民の方々はやはり何かというと高山の病院に行きます。これは事実だと思います。久美愛病院、高山日赤病院ですよね。そういう古川の住民を、市民病院に向かわせるというそういうことを考えたことはないんでしょうか。私はそれだけで随分違うと思いますよ。向く足が変わってくれば、飛騨市の方も市民病院の経営状態を理解していただければ、そういうふうに変わっていくと思うんですけれども、その辺の努力はあまり聞いたことありませんですね。いかがでしょうか。

## ◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

## □病院事務局長（佐藤直樹）

民間の病院では、富山市のほうから神岡とかにもバスを出して迎えに来ていたりというのがありましたし、そういったことも当然考えの中に全くないとは言いません。ただ、例えば古川の患者さんをバスを仕立てて連れて行ってしまったら、古川の開業医さんの民業を圧迫してしまうことにもなりますので、簡単にそういったこともできません。

僕らとしても、先ほど野村部長の答弁にもありましたように、飛騨圏域として医療を守っていくと、その形をどうやっていくか、これが一番の今の医療の課題だと思っております。ですから、飛騨市民病院も守りながら、飛騨圏域で住民の皆さんが十分に医療が受けられる環境を守っていくと、そういった目線で見えておりますので、その辺も御理解いただきたいと思っております。

## ○13番（籠山恵美子）

地域医療の協議会もできましたし、飛騨圏域という急性期あるいは慢性期、そういうものを絞り込んですみ分けするという話は協議会の内容からも伺っています。

私はですね、何といたっても市民の立場ですから、市民にとって住みやすい、医療にかかりやすい地域をどうつくるか、そのことをもう最優先に考えていただきたい立場です。今、経営のことも縷々言いましたけれども、これは私たちの市民で成り立っている市民病院ですから、何とか市民病院を守りたいという気持ちは十分あります。

ですけれども、それ以上にまず、飛騨市民が身近に医療にかかれて、何かあったときにきちんと入院できる、あるいは高山にしか行かないとなような診療科目がちゃんと市民病院にある、こういうことが大変大事だと思ってるんですね。市民にとってよき市民病院とは何なのかということもこれから考えていただきたいですし、私も一緒に考えさせていただきたいと思っております。

次に、介護の問題ですけれども、野村部長の答弁を聞きまして、ちょっと希望が見えてきたのかなという感じがしないでもないですが、残りは1億2,000万円だということですから、余剰金が残る状態ではないというのは、つまりこれからの介護保険制度の計画では、もっともっと十分に保険内、保険外含めていろいろな地域支援事業なりなんなりが組み込まれていくという、そういう希望ある理解でいいんでしょうか。

## ◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

## □市民福祉部長（野村賢一）

そのとおりでございます。限られた予算の中で精いっぱいのことをやっけていこうと考えております。

## ○13番（籠山恵美子）

ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。楽しみにしたいと思ひます。

三つ目に、物価高騰対策での具体的な生活支援についてお尋ねします。今こそ無駄を省いて、市民の福祉向上に血税を大きく振り向けるべきであると考えています。新年度に向けてあらゆる特定目的基金と財政調整基金、そしてふるさと納税の使い道を検証し、市民本位に見直せば生活支援の財源はちゃんと生まれると私は確信します。以下のことは今、多くの市民が強く望んでい

る補助制度です。率直に、端的に拡充を求めます。

一つ目、用途が増えてありがたいがすぐなくなるといういきいき券、これを倍額にさせていただきたい。このことを早急に実現していただくよう求めます。

二つ目に、両耳で20万円から30万円と高額な補聴器であります。先日の新聞一面右肩に、補聴器助成の記事が載っておりました。難聴をほっておくと脳がさびついてしまうとコメントしていた医師は、聞こえに不安が出てきたら早い段階で補聴器を使ってほしいと対策を訴えておられました。飛騨市の助成額をもっと増やして片耳5万円、両耳10万円の補助に拡充してください。そして、高齢市民のQOL、人生の総合的な質の高さ、これをもっともっと行政支援で高めていただきたいと思います。

三つ目に、前回の議会で高校生のタブレット購入への助成を訴えましたら、「市のお祝い金としてのクーポン券4万円を現金支給にしてタブレット購入に充てたら」との市長の答弁を保護者のお母さん方に伝えましたら、猛反発されました。それはそれ、これはこれでしょうと、こういうわけです。入学にかかる費用負担の重さをそれぞれ吐露しておりました。タブレット購入の助成をぜひ新規の予算をつけて支援していただきたい。いかがでしょうか。

四つ目に、小学生は新年度から国が給食を無償とするはずですが、ならば、中学生の給食費は無償化の方針が固まる間、市独自の財源で中学校給食の無料化を実施していただきたいと考えますがいかがですか。

五つ目に、水道の基本料金を物価高騰が落ち着くまで無料にしたらいかがでしょうか。国の物価高騰対策重点支援地方交付金には様々なメニューがあります。今回も2兆円という財源と、それから食品に係る特別の交付金4,000億円、これが用意されているようです。これまでのそういう中でも目を引いた一つに水道の基本料金の免除、これの活用というのがあります。東京都はじめ、全国あちらこちらで実現しています。これは市民誰もが恩恵を受ける生活支援であります。この水道基本料金の免除、飛騨市でもぜひ実現していただきたいと思います。市の意気込みを伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

物価高騰対策での生活支援についてのお尋ねでございます。たくさん並べていただきまして大盛でございますが、ひとつずつ淡々とお答えをいたしたいと思っております。

まず、1番目のいきいき券の拡充でございますけれども、平成29年度から100円券45枚つづりにいたしておりまして、その際に使い道を灯油などにも拡大をいたしております。事実上、生活費の一部として活用されている方が増えているというふうに見られておりました。近年では交付率が79.5%ということで大変御好評をいただいております。使い道が広がったことで、早期に使い切られるケースも多いものと、そのように承知をいたしております。

令和4年度から、国の財源を活用した原油価格・物価高騰対策という形で、いきいき券の追加交付を毎年実施しておるわけですが、この庁内で開催しております市民生活・経済状況情報共有会議、これにおいても市民の皆様方から大変このいきいき券に対する御期待の声をたくさ

んいただいております。特に、独居の年金生活者の方々からお声をたくさんいただいておりますということでございます。

こうしたことを踏まえまして、今般交付されます予定の国の物価高騰対応重点支援交付金、これを財源とした市の物価高騰対策の中で、いきいき券の追加交付をするということを予定しております。今後、他の事業とのバランスを踏まえながら、今、鋭意検討を進めておりまして、交付額を決定していきたいというふうに思います。

それから、2番の補聴器は部長から答弁してもらいますが、3番のタブレット購入への助成、この点についてお答えします。

9月定例会でも御質問いただきまして繰り返しとなりますが、改めてお答えをいたします。

結論から申し上げますと、前回の答弁のとおりでございます。理由につきましては、前日も説明したとおり、市内の高校生は進学先が多岐にわたりまして、私立高校や通信制・定時制の高校に通う生徒、さらには県外の高校に通う生徒もいるということが理由でございます。

こうした状況から、まずは岐阜県が負担軽減の在り方を検討すべきであり、市が県の判断による負担を肩代わりするということは現実的ではないと申し上げたわけでありまして。また、市の施策の筋道、こういった点から考えましても、幾ら保護者の方が強く反発されたとしても、県の判断で生じた負担を市が補填することは全く筋が通らない、このように考えております。

市としては、入園・入学準備品支援事業を実施しておりまして、さらに従来のクーポンを見直し、現金給付にするということを申し上げたわけでありまして。準備品の選択肢が広がることから、この制度を有効に活用していただきたいと考えておるところでございます。

それから、4点目の中学生の学校給食無償化という話でございます。学校給食の無償化につきましては、自民党・公明党・日本維新の会の3党が令和7年2月の三党合意で決めまして、今、制度化に向けて具体的な制度設計に関する本格的な協議・調整が進められております。

私自身、全国市長会を代表する責任者としてこの調整に当たっておりまして、もう11月以降は本当にこの問題に忙殺されております。今日もこの僅かな休憩の時間もその間にメールを打ったり電話をしたりと朝からずっとこればかりです。なぜかという今週中、金曜日までに決着しなきゃいけないということで、明日中に市長会としての態度をまとめるということにいたしております。そういう状況ですので詳細は申し上げられませんが、今現在の案は今朝、新聞報道も出ておりましたが、市町村は新たな負担を抱えることなく、一定額の支援を受けられる方向性は固まりつつあるということでもあります。

ただし、飛騨市において、補助金が給食費の全額を賄える水準となるかどうか、その金額は確定しておりません。また、保護者負担の原則、つまりこれは学校給食法を改正しないということの意味するわけですが、これは維持される見通しでございます。実際に、食材費の保護者負担を定めた学校給食法の改正については議論されておりませんから、保護者負担のルールはそのまま残るとというのが現在の状況です。

しかしながら、これまでも申し上げてまいりましたように、飛騨市においては市が実施した子育て世帯アンケートにおいて、給食費を負担に感じている保護者は多くない。したがって、子育て支援策としての優先度は高くないというふうに考えております。こうした点も踏まえまして、

小学校給食費について、国の補助で賄い切れない部分が残る場合には、引き続き保護者に一定の負担をお願いする方針としたいと、このように考えております。

同様に、中学生の給食費につきましても、市単独で無償化を行う考えはございません。財政面から見ても、中学生の無償化を市独自で実施すれば年間約4,000万円を要しまして、将来にわたり継続的に捻出し続けることは困難であると考えております。

そもそも今回の無償化は、政党間の合意や公約に基づいて進められているものでありまして、地方自治体側から要望したものではありません。そのために、補助が全額に満たなかった際に自治体が当然にして不足分を負担することは、道理として適切ではないと考えております。

一方、物価高騰による給食費の影響、これもあるわけございまして、令和7年度において保護者負担額は約15%増ということで、これは市全体では約1,300万円の増加となっております。この分については、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、この活用が推奨されておることございまして、現在これを活用して公費で対応し、保護者負担の軽減を図っているところでございます。

令和8年度なんですけど、令和7年度と同程度の給食費で運営できるという見通しが立ってまいりましたので、今回の重点支援地方交付金の拡充枠を活用して、給食費における物価高騰対策を講じる方向で検討しておるところでございます。

それから次に、5点目の水道料金の免除につきましてのお尋ねでございます。議員から御提案のありました、国の重点支援地方交付金を活用した上水道基本料金の免除ということにつきましては、市民生活や事業者の負担軽減策として、広くあまねく負担軽減できるという点において有効な手段の一つというふうに考えております。

もともと水道事業は、皆様からお支払いいただく水道料金によって経営を行う地方公営企業でありまして、独立採算制が原則というふうにされております。したがって、市が独自の判断だけで料金収入を安易に減額することは、将来の経営基盤を揺るがすおそれがあるということでありまして、しかしながら、今回の重点支援交付金を活用する形であればそうしたこともございませぬので、実施は可能ではないかというふうに考えております。したがって、現在、鋭意検討しております物価高騰対策に盛り込む方向で検討を進めており、その方向で進めてまいりたいと考えております。

一方で、先ほど前川議員の御質問に部長から答弁をいたしましたけど、水道管の老朽化対策、あるいは資材・電気料金の高騰ということで、水道事業の経営環境は年々厳しさを増しております。したがって、将来的には、安全な水を安定して供給し続けるためには、値上げをお願いせざるを得ない時期が来ることも想定されるわけでありまして。

したがって、繰り返しにはなりますが、今回の措置はあくまでも物価高騰対策としての一時的な減免措置という位置づけで行いたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔市民福祉部長 野村賢一 登壇〕

## □市民福祉部長（野村賢一）

2点目の補聴器の補助の拡充についてお答えいたします。市では、身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴の高齢者の外出支援を目的に、補聴器の購入支援を行っております。また、難聴を放置すると認知症や鬱病のリスクが高まるという研究結果もあり、補聴器の重要性を認識しております。

一般社団法人日本補聴器販売店協会の調査によりますと、2024年12月1日現在、補聴器購入費を助成している自治体は全国1,747市区町村のうち390にとどまり、約22%と多くありません。

助成額は3万円が最も多く116自治体、次に5万円が76自治体です。岐阜県内では9市町村が補聴器助成を実施しておりまして、高山市と白川村の助成金はそれぞれ5万円となっています。この状況を踏まえまして、令和8年度から助成金の上限を5万円とすることを検討しております。

〔市民福祉部長 野村賢一 着席〕

## ○13番（籠山恵美子）

うれしい答弁あり、そうでない答弁あり、いろいろ悲喜こもごもですが、まず私が最初に言いました新年度に向けてあらゆる特定目的基金と財政調整基金、そしてふるさと納税の使い道、こういうものを検証して見直せば財源はちゃんと生まれると、私は確信しているということをお知らせしました。

それでも今回、より多くの重点支援地方交付金が入るようですので、それを十分に活用していただくというのも、大変これは市民の方が喜ばれると思います。そういう意味でやればできるとおっしゃるので、私、今回ざっと試算してまいりました。

まず、いきいき券、これを倍にしたら幾ら必要かということです。これまでの4,500円券の交付件数は、令和4年は5,834人、69.1%、令和5年6,648人、78.8%、令和6年6,574人、79.5%、市長がおっしゃるとおりです。これを70歳以上、今8,220人おられますけれども、全員に配布して3,700万円です。5,000円券なら4,110万円、ですが病院に入院している、いろいろな都合がありまして、大体利用される方が8割だとして、5,000円券でも3,288万円です。これを倍化したら、5,000円券でも6,576万円、これで市民が喜ぶ施策が拡充するというわけです。

そして、次に補聴器、この補助の拡充ですけれども、今の上限4万円の補助ですが、令和2年が49人、令和3年33人、令和4年22人、令和5年21人、令和6年22人、令和7年12人、トータルで159人です。これを10万円の補助にした場合に、これで年平均30人ほどと計算しまして、これでやれば300万円、これで喜ぶ施策ができるというわけです。

次に、高校生のタブレット購入、市長もおっしゃいました。私も前の答弁の議事録をしっかりと読みました。けれども、と言ってあのときに市長は高等教育に対する要望が多いと、アンケートの数字をパーセンテージを細かく上げまして紹介してくださいました。その後、市が何をやったかと言いますと、高等教育への支援というのは高等学校等1年生として入学する児童に4万円分、このクーポン券ですね、これだけなんです。それから子供の医療無料化、これは二、三年前に18歳までと引き延ばしましたがけれども、新しい政策は何もありません。

もちろん県がやればいいんですけれども、愛知県はこの補助をすることに決めたそうですけれども、岐阜県は何もやる気がないようです。ならば、とにかく身近にいる市民の飛騨市の高校生を助成してやればいいと思うんですね。これまで飛騨市は通学費の助成、これは高山の学校に行

く子供たちでも吉城高校に通う子供たちでも、通学費の助成というのをやっておりますし、海外ホームステイの研修補助、こういうのもやっているんですね。ですから、やれないわけではない。来年、高校入学予定の中3の人数は161人です。3校で161人です。これに10万円補助したとして1,600万円です。やれない金額ではありません。

また、中学校の給食費、これを無償にした場合、中学生は先ほどおっしゃったように、食材高騰の分は市が補助しておりますが、その分も入れて中学生は1食404円です。これを今いる中学生500人の給食費を無料にしたら3,853万3,520円、先ほど市長がおっしゃったように約4,000万円です。それでできるんです。

水道料金、基本料金、これはどうも希望ある答弁がありましたので、これも試算してみました。基本料金1,000円、口径13ミリ、それから20ミリまでが普通の家庭だそうです。これに使用世帯は9,230世帯あるそうですが、これには空き家でも水道を切っていない世帯も含まれているそうですので、人が住んでいる世帯数8,838世帯としまして、1億605万円、これで水道料金が常時無料にできると、基本料金が無料にできるといことなんですね。

これを合計してみました。約2億3,000万円あればこれ全部実現します。令和6年度の決算を見ましても、それから近年の財政状況を見ましても、私、令和6年度の決算の反対討論で縷々数字を挙げて述べましたけれども、支出できない金額では決してありません。それにプラス今回、今17日に閉幕するんでしょうか、国の臨時国会ですね、この中で決まってくると思います。もう内閣では決まりましたので、これの多額の2兆円と4,000億円の臨時交付金、重点支援地方交付金、これを充てれば十分なことができると思います。ですから、このことをぜひやっていただきたいと思います。

ついでに申し上げます。この無駄をなくすということですが、特定目的基金、これについての考え方も市長おっしゃいました。ですが、やはり今国会でも問題になっているこの特定目的基金ですね。これが積み上がり過ぎだということです。こういう中で、例えば特定目的基金、20基金ありますけれども、これをざっとですよ、全体を2%タイトにしたら、この財源は十分できます。2億8,000万ほど2%で取れるんですよ。特定目的基金を一つの基金で僅か2%タイトにするだけで、十分これらの施策ができるというわけです。余分な支出にはならないと思います。こうやって特定目的基金にある、ちょっと無駄を省いたらいかがでしょうか。お答えを願います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

今縷々お話しいただきましたけども、とても荒いお話で、とても申し上げて大変失礼かもしれませんが、これ財政課長も通らないです、これでは。特定目的基金を2%削る、1年だけならいいですよ。毎年やってくんです、これ。1年だけならいいですよ。毎年やっていく。しかも、それを当て込んでいるものがあるわけですよ。どういう影響がそれを削ったら出てくるのか。

これ、もう本当にこの手の議論っていっぱい、いろんなところで言われてますけども、それが何にどのように使われてて何が削られるのかなんて話してほとんど出てこないですよ。例えば削ったら何が起こるのかってことを想定しなきゃいけない。やっぱりそこまで入らないと駄目で

す、これは。そこの議論をしないと放しですよ、これ。

なので、やっぱりここを削ったら何が起るのか、無駄があるならやっています、もう。何ともならないからこうなってるんです。私もやったほうがいいと思うことばかりですよ。やれるんならやっています。やれないから苦労してるんです。じゃあどうやれないかっていう議論を本当にしたい、それは。

なので、もし当初予算この後3月議会ありますけども、修正動議を出していただきたい、そうなら。何を削ってそれが何が起るのかって責任を持って見ていただきたいんです。やっぱりそうじゃないと放しの議論で市は何かため込んで、何か意味の分からん金を持って、それだけ放しみたいになっちゃいますでしょ。そうじゃない。全部必要があってやってるわけですよ。公共施設管理基金というのがあって、これも本当は使っていきたいんです。それ何でかっていうと、使ってしまうと終わりだから。ですけど、それをやらないとこのたくさんある施設の修繕ができないから必死になってやってるわけです。

その中でも少しでも市民の皆さんの役に立つようにと思って、ふるさと納税もいつこれも大改正がこの後行われる予定で多分大幅に落ちます、この後、金額が落ちてきます。でも大事に使おうということで、いろんなことをちりばめながらやってる。努力に努力を重ね、血のにじむような思いで予算というのは作ってるんですね。正直言って、そこを2億円を、ばさっといけますっていうのは、財政をやって血のにじむ思いで予算をやってる私からすると、もう到底受け入れられる話じゃないです。なので、責任を持った議論していただきたい、ここは。なので、何が起るのかっていうことを見極めて、その上で議論していただきたいので、当初予算これから考えて出しますけれども3月議会、もし御意見があるなら反対討論だけじゃなくて、修正動議を出していただきたい。それで何が起るのかっていうのを責任持っていただきたい。それをぜひお願いしたい。

以上です。

〔13番 籠山恵美子 着席〕